

令和6年7月29日

第2回

地域共生社会の在り方検討会議

坂井市における包括的支援体制について

坂井市健康福祉部福祉総合相談課
社会福祉士 斉藤 正晃

坂井市の概要

福井県坂井市 2024.4.1現在

人口 88,666人
世帯数 33,384世帯
面積 209.67km²
高齢化率 29.5%



日常生活圏域：三国町、丸岡町、春江町、坂井町

(教育) 公立小学校数 19校 公立中学校数 5校
(子ども) こども家庭センター(直営) 1か所
(高齢) 地域包括支援センター 委託4か所
(障害) 基幹相談支援センター(2市広域設置) 1か所
委託相談支援事業所 3か所(者:2か所、児:1か所)
(困窮) 生活困窮者自立支援機関 直営+委託 1か所
(地域) まちづくり協議会 23拠点
地域福祉推進基礎組織 36か所

まちづくり協議会の単位=地域福祉推進基礎組織単位 (三国は生活圏域で細かい設置)



越前がに

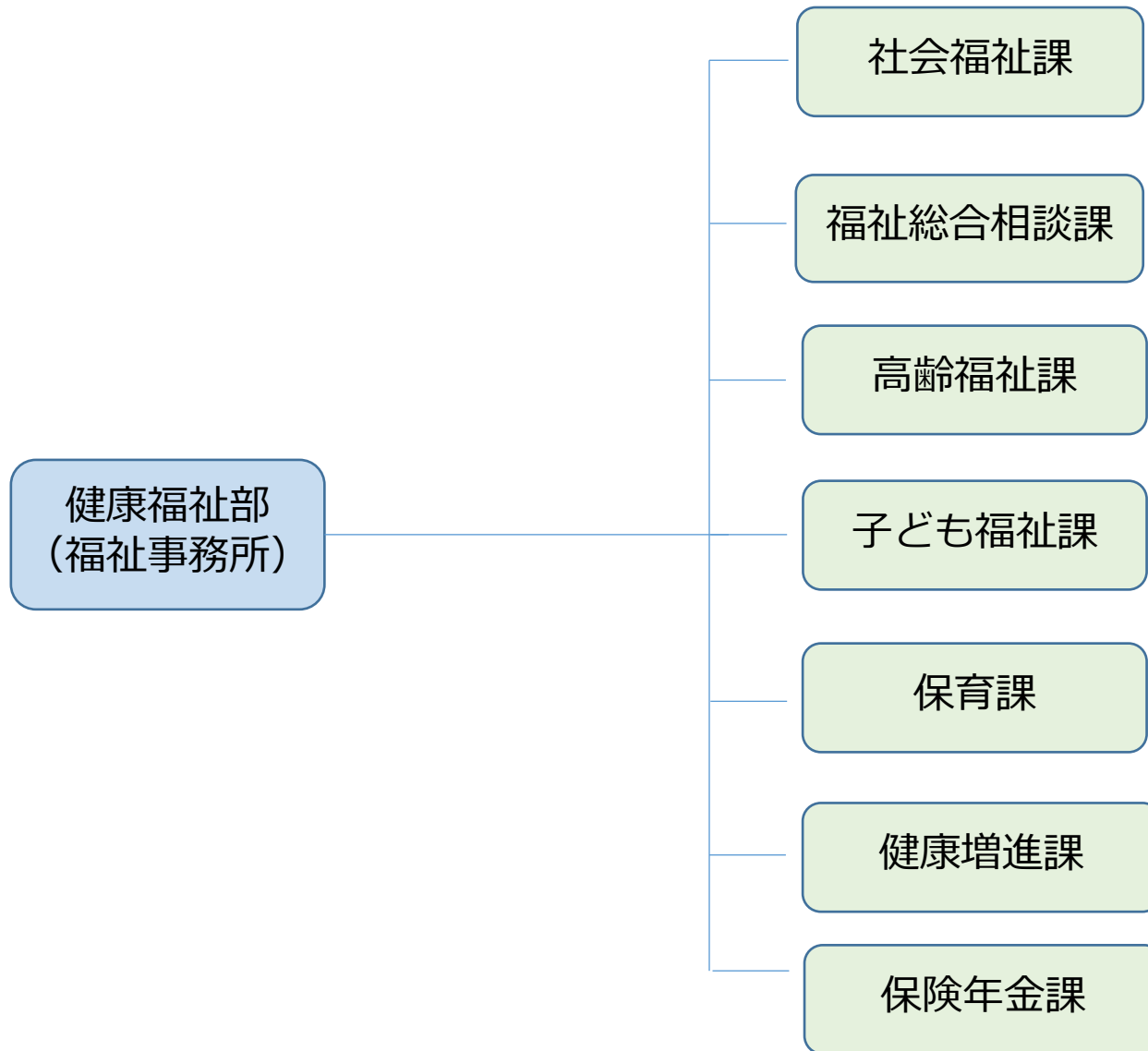


心から

笑顔になれるまち



坂井市 福祉部の組織について



令和6年度 坂井市 福祉分野相談体制

○高齢者福祉 (地域包括支援センター) 高齢福祉課

【R6.4.1現在】
65歳以上 26,135人
75歳以上 14,216人
要支援 954人
要介護 3,566人
認定率 17.3%

中核機関 (直営)

高齢福祉課
地区担当

地区地域包括支援センター

担当エリア: 4つの日常圏域ごとに、地域包括
を1か所設置(委託先: 社福法人)

居宅支援事業所
(ケアマネジャー)

○障害者福祉 (基幹相談支援センター等) 社会福祉課

【R6.4.1現在】
障害者手帳 身体 3,279人
療育 791人
精神 1,054人
自立支援医療 1,772人
障害福祉サービス利用 916人

基幹相談
支援センター

(地域生活支援拠点整備のコーディネーター)

障害者相談支援
事業所
(委託相談支援事業所)

特定相談支援事業所・
障害児相談支援事業所

【第3層】
地域における相談体
制の整備・社会資源
の開発など

【第2層】
一般的な相談支援

【第1層】
基本相談支援
計画相談支援等
サービス利用支援・継続サービス利用支援

総合的・専門的な相談の実施
地域の相談支援体制の強化
地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成
地域移行・地域定着支援の取り組み
権利擁護・虐待防止

福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
社会資源を活用するための支援
社会生活力を高めるための支援
ピアカウンセリング
権利擁護のために必要な活動
専門機関の紹介

基本相談支援
計画相談支援等
サービス利用支援・継続サービス利用支援

○生活困窮者支援 (自立相談支援機関) 福祉総合相談課

新規相談受付件数 291人(R5年度)

福祉総合相談課

生活保護と生活困窮者支援を一体的に実施
多機関協働の中核

福祉事務所

生活保護

就労準備
支援事業

委託先: 社会福
祉法人(障害福祉)

委託先: 市社協

自立相談支
援機関
(自立相談支援事業)

社協から専門職
3名が出向

家計改善
支援事業

社協から専門職1名
が出向

三国・福井
ハローワーク

生活保護受給者等
就労自立促進事業

市社協

生活福祉資金貸付
日常生活自立支援事業
生活たすけあい事業

相談支援機関

就労支援機関

庁内連携

○子ども・子育て家庭 (こども家庭センター) 子ども福祉課

こども家庭支援センター

母子保健
(健康増進課)

利用者支援
(子ども福祉課)

関係機関

役割分担・連携を図りつつ、
協働して支援を実施

児童相談所

要保護児童対策
地域協議会

ひとり親相談
女性相談

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

国の動き

平成27年 9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会の設置
	「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）
平成29年 2月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出
5月	社会福祉法改正案の可決・成立
平成30年 4月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5月	地域共生社会推進検討会設置
令和2年 3月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
6月	改正社会福祉法の可決・成立
令和3年 4月	改正社会福祉法施行 重層的支援体制整備事業 の施行
令和6年 6月	第1回 地域共生社会の在り方検討会議

国のモデル事業の採択を受け、市の体制の検討

坂井市の動き

平成28年	○市民が相談しやすいワンストップ窓口として「福祉総合相談室（生活困窮所管課）」が誕生 →縦割り意識が強く、相談のたらいまわしが発生するなど課題山積
平成29年	○「相談支援包括化推進会議」を設置 既存の会議体で解決できない課題を、多機関で検討するための新たな会議体の設置し継続的に開催
平成30年	・「さかまる会議」の定期開催 ・個別支援からでた地域課題を、地域づくりに活かすための取り組み検討⇒地域力強化推進会議 ・身近な地域で相談がしやすい、支援しやすい体制づくりの検討（市＋社協）
令和2年	○福祉保健総合計画策定 横断的・包括的な支援体制の構築に関する事項を検討し、計画化
令和3年	○重層的支援体制整備事業の実施
令和4年	○「ここサポ」運用開始 市民に分かりやすい、迷わない相談窓口の周知
令和5年	○福祉保健総合計画 中間見直し
令和6年	○住まい支援システム構築に関するモデル事業着手

包括的な相談支援体制と家計改善、日自、中核機関設置等に関するこれまでの経緯

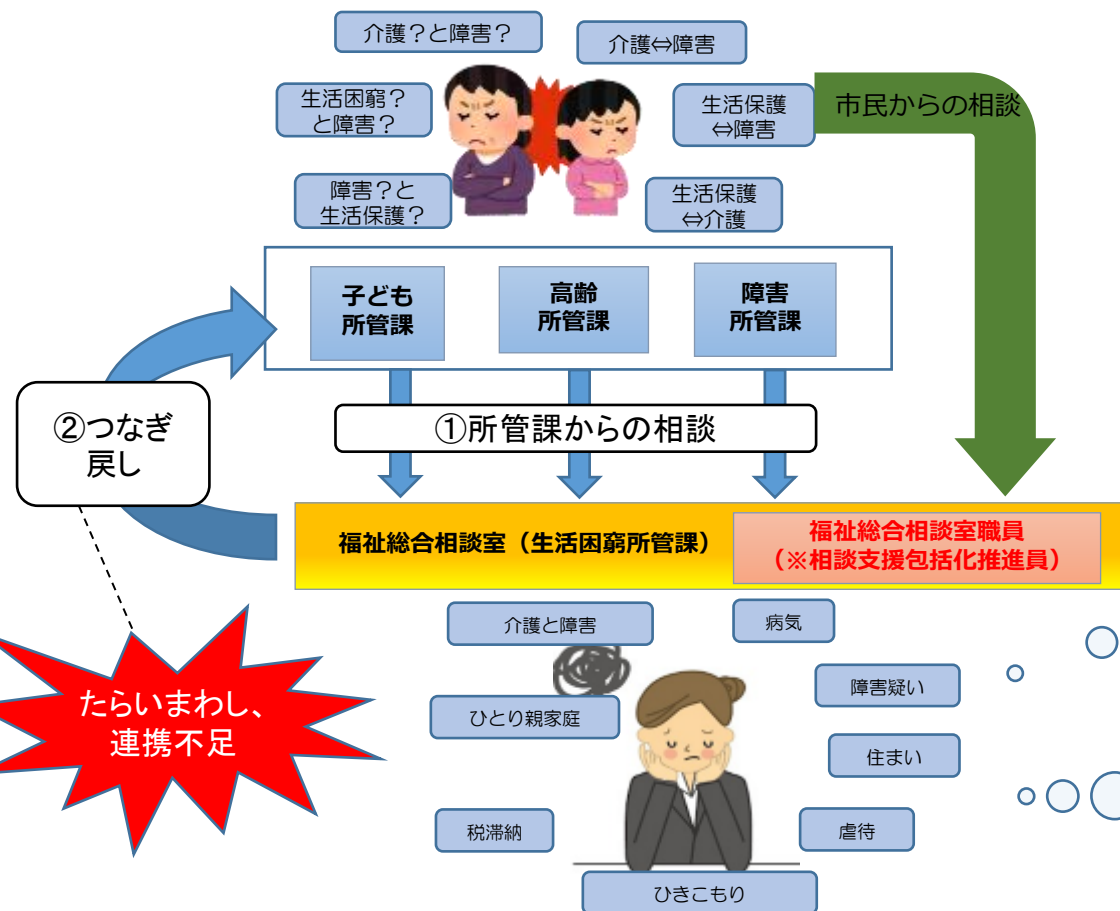
	包括的な支援体制	家計改善、日常生活自立支援、中核機関
H28	○福祉総合相談室誕生 市民が相談しやすいワンストップ窓口として誕生したものの、縦割り意識が強く相談のたらいまわし	
H29	○「相談支援包括化推進会議」を設置 既存の会議体で解決できない課題を、多機関で検討するための新たな会議体の設置し継続的に開催	○法人後見研究会開始 学識、三士会、障がい、高齢、生活困窮、社協、市 ○生活困窮者自立支援事業 を坂井市社会福祉協議会（以下「社協」）へ委託 社協職員が福祉総合相談室へ出向 直営+委託の体制 日常生活自立支援事業担当が家計改善支援員を兼務 ○生活再建型滞納整理事業実施 （税外債権室×福祉総合相談室）
H30	○「さかまる会議」の定期開催 ・個別支援からでた地域課題を、地域づくりに活かすための取り組み検討⇒地域力強化推進会議 ・身近な地域で相談がしやすい、支援しやすい体制づくりの検討（市+社協）	○税外債権室と福祉総合相談室による定例会議設置（のちに税福連携会議へ）
R元		○中核機関検討会 ○日常生活自立支援事業と家計改善事業の分離 社協から家計改善支援員が福祉総合相談室へ出向 直営+委託体制へ
R 2	福祉保健総合計画※策定 横断包括的な支援体制の構築に関する事項を検討し、計画	○中核機関立ち上げ（高齢福祉課内） ○法人後見立ち上げ（社協） ○成年後見利用促進計画策定
R 3	重層的支援体制整備事業の実施	
R 4	ここサポの運用開始 市民に分かりやすい迷わない窓口として	
R 5	福祉保健総合計画中間見直し	

※**地域福祉計画**、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画、健康増進計画、食育計画、**成年後見制度利用促進基本計画**、自殺対策計画

モデル事業(包括的な支援体制整備)に取り組む きっかけ

- 平成28年に市民が相談しやすいワンストップ窓口として「福祉総合相談室（生活困窮所管課）」が誕生したが、所管課（福祉総合相談室）は、たらいまわしではないか・連携不足を加速させるのではと問題意識を持っていた。
- 具体的には、
 - ・ これまでは他機関が一旦相談を受けていた案件が相談初期の段階で自分の分野で課題がないと判断し、福祉総合相談室に紹介話を何うと紹介元の相談機関等に対応を依頼すべき相談だったため、つなぎ戻しが発生
 - ▷ 相談者にとって、たらいまわし、既存分野の狭間が広がっていくのではないか
 - ・ 明確でない課題・複合的な課題がある相談が寄せられるも、他の機関に協力を依頼する（お願いする）立場になるため、世帯情報の収集や既存制度を勉強してから相談することになる。
 - ▷ 人員が限られる中で福祉総合相談室職員（※相談支援包括化推進員）の業務が過多となり、十分な対応ができない可能性

平成28年に市民が相談しやすい窓口「福祉総合相談室」誕生というものの・・・



- ・ 対象者の相談窓口が整備され、各制度の相談スキルが高まりつつあるはずが・・・
- ・ 自分分野の制度で対応可能かどうかで判断することを加速させる?
- ・ 相談支援包括化推進員に任せがちになる?

希望

なんでも相談(ワンストップ)を受けるのはつらいな～
みんなで(連携型)で受け止められないかな～

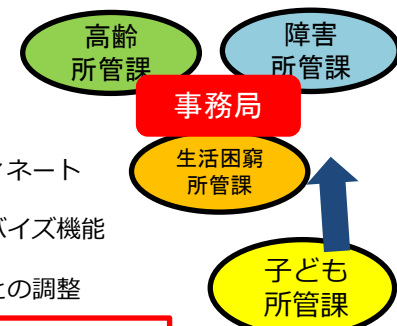
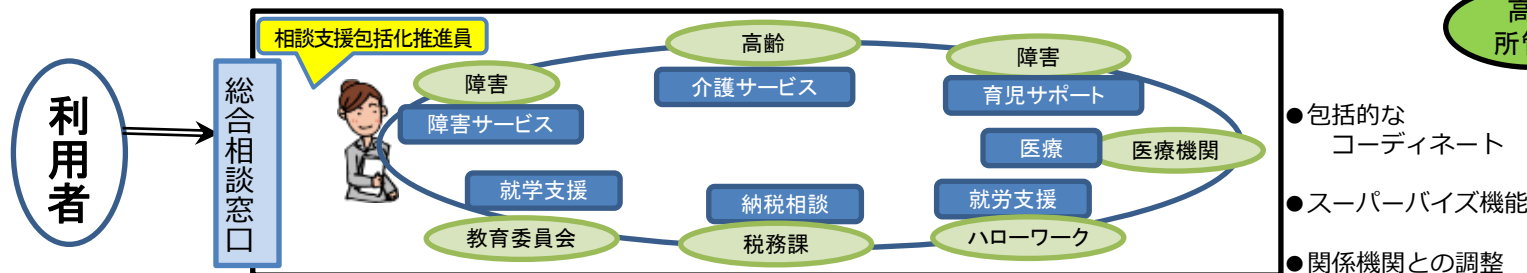
願望

相談機関同士が協力し合える
といいのになあ～
みんなで(連携型)で協力し合えないかな～

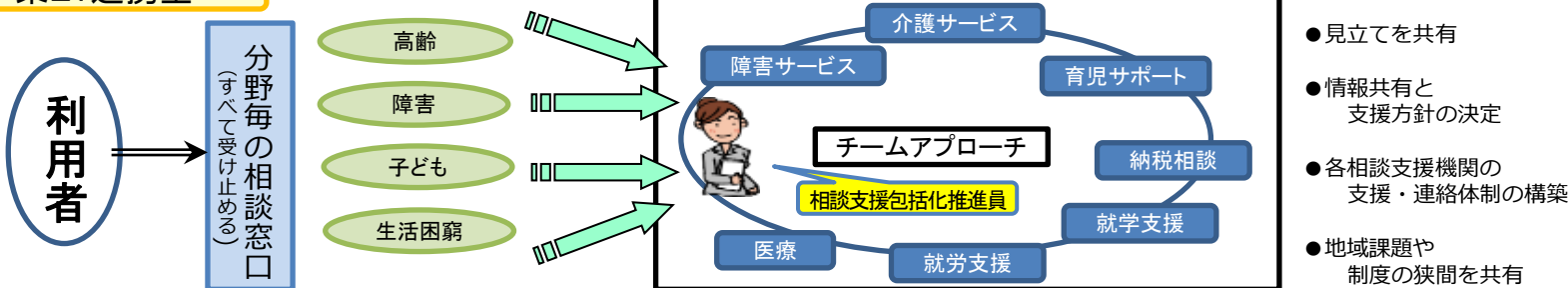
取組を始める準備(事務局設置(H29))

- 市民福祉部長を含めた関係者で先進地を視察しイメージ共有
- 相談支援包括化推進会議の立ち上げに向けて、**高齢・障害・生活困窮所管課による事務局**を設置し、**半年間ワーキング**
 - ・ 検討内容：相談支援包括化推進員の役割、既存の相談機関との関係、委員構成など

案1: ワンストップ(丸ごと相談支援)



案2: 連携型



翌年度から追加

案3: 案1と案2の折衷形

取組当初は、**案2(連携型)**を採用、**重層事業開始する頃(R3)**には、**案1と案2の折衷**の体制に

事務局
の
意見

- ◆ **包括的**相談員(なんでも相談)が必要なのか、**包括化**推進員(相談の横断化)なのか?
- ◆ 8050世帯やダブルケア世帯など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化への対応は、どの分野においても必要ではないか?
- ◆ ワンストップで受けた1人の相談員がすべての機関を網羅しコーディネートすることができるのか?
- ◆ 継続的な体制でないといけない
- ◆ 既存の会議体との整理はどうか?

相談支援包括化推進会議 多機関で事例検討

- 相談支援機関と行政担当課の分野別グループに分けて同一事例で事例検討を実施
→事例の「**知りたいこと**」や**世帯構成員の誰に注目しているか差があった**（初期相談のときに無意識に自分の制度の観点からでみている可能性）、一方「世帯の総合的な支援方針」に注目して**検討をすすめていくと支援方針は似通ってきた**。
- **各制度の相談スキルが高まりつつあるはずが、それぞれが所管する制度の枠組みの中で支援を行っている**ため、既存の相談支援機関だけで連携するには限界がある
・人によっては全体を把握し連携できる相談員もいるかもしれないが、組織的ではない（属人的）

事例：805020+障害+困窮世帯

ねらい：分野別の見立ての特徴とは
世帯全体の課題を受け止める視点とは

グループワーク	テーマ	結果
1回目	知りたいこと・気になること A 身体的健康・医療 B 日常生活動作（家事） C 精神・心理的状况 D 社会的状況 （経済状況、近隣関係等） E 日常生活（介護） F 住環境 G 分類されないもの に分類する	○分野別グループごとに、「知りたいこと・気になること」をカードに記載してもらったところ、 知りたいことに違いがあり、カード数も違いがあった。 高齢グループ・・・C精神心理的状况の分類が最も多い 障害分野・・・C精神心理的状况の分類が最も多い 困窮分野・・・D社会的状況が最も多い ○分野別グループごとに、世帯構成員のだれに注目するかに違いがあった。
2回目	その人らしく、 その人が望む生活を継続していくための前提条件	○どのグループもQOLに関することが上位条件 ・本人がしたいこと ・落ち着いた生活ができること ・健康に暮らせる ○上位条件のために、健康・家計管理・家族内調整が必要であるとの意見
3回目	世帯のストレングス 総合的な支援方針	○グループごとに総合的な支援方針は言語、順序に違いはあるものの、支援方針案は似通った。

相談支援包括化推進会議中間とりまとめ（平成29年度末）

- 連携型の相談支援体制、相談支援包括化推進員の役割・配置、会議体の新設等の必要性を盛り込んだ相談支援包括化推進会議の中間とりまとめを踏まえ、市民福祉部長のもと、高齢・障害・生活困窮の3課による部全体の取り組みとした。→H30年度より試行

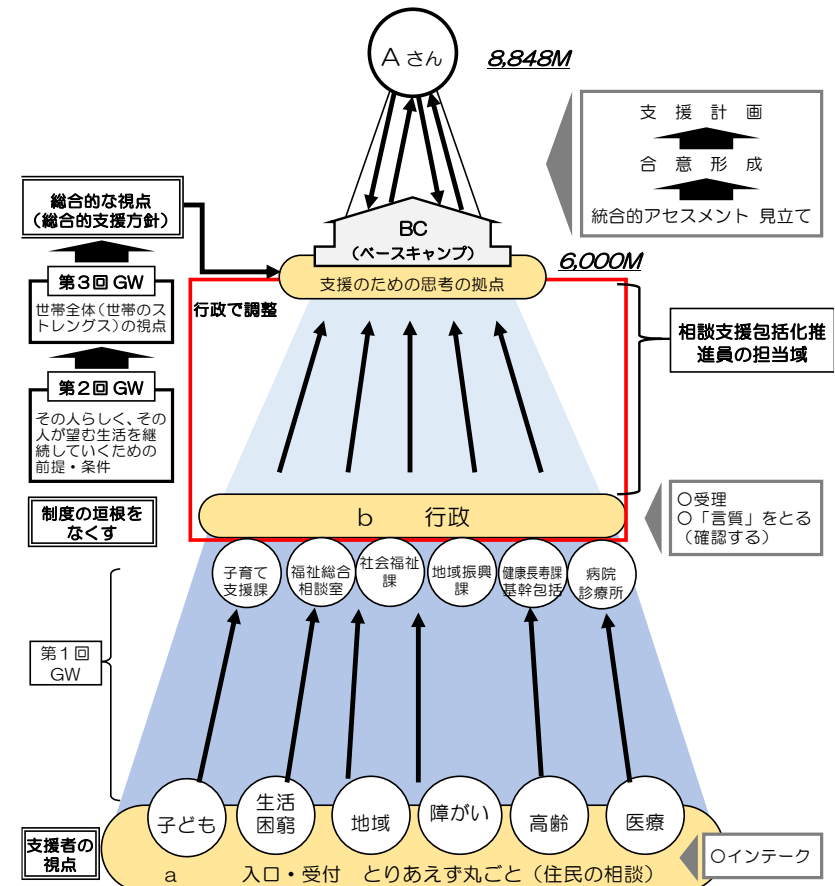
図1 グループワークのまとめ（エベレストを登山するイメージで図にすると）

- ・相談支援体制の基本は、相談窓口で相談を受ける際に、各分野の支援者の視点をしっかり持つ。
- ・各相談支援機関において、「丸ごと」受け止められるよう、インテークをしっかりと行う。
- ・解決できない複合的な課題については、インテーク・アセスメントを振り返り、多機関で課題と支援方針を整理する。
- ・各担当する分野の制度の垣根を外して検討する。



★既存の会議体で解決できない課題を
多機関で検討する新しい会議体の設置

★多機関で検討する会議のコーディネーターとして「相談支援包括化推進員」を位置づける
個別のケースワーカーではない。



坂井市 総合相談体制とさかまる会議(支援会議)



・どの窓口でも分野を問わず相談を受け止め、関係機関・団体の連携によって包括的に対応する総合相談「ここサポ」※体制を整備

※「個々に応じて、ここで丁寧に聴くこと」の意味を含めた愛称で各課・関係機関窓口等で掲示するとともに、広報やHPなどで市民に周知

・普段の連携で対応が困難な複雑・複合ケースの検討または分野をまたぐ課題共有が必要なときになどに、各課に配置されたマネージャー(相談支援包括化推進員)が、各課・機関同士のコーディネーターとして調整し、さかまる会議(支援会議)を開催。

市民 民生・児童委員 福祉委員 他部局(税・住宅・水道など) など

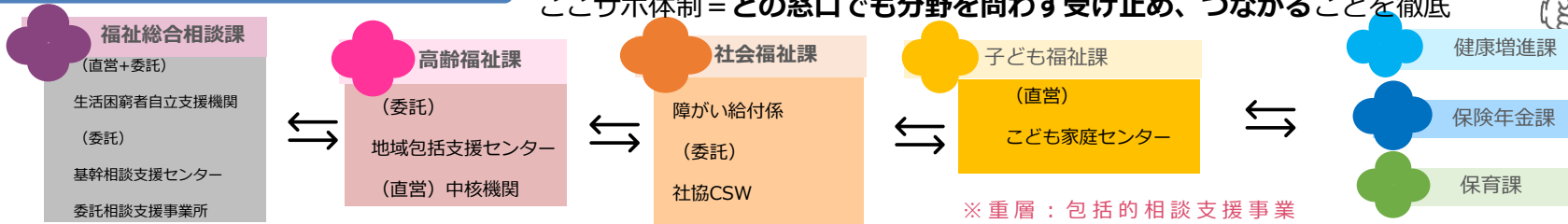
相談

市健康福祉部各課および各相談支援機関

ここサポ体制 = どの窓口でも分野を問わず受け止め、つながることを徹底



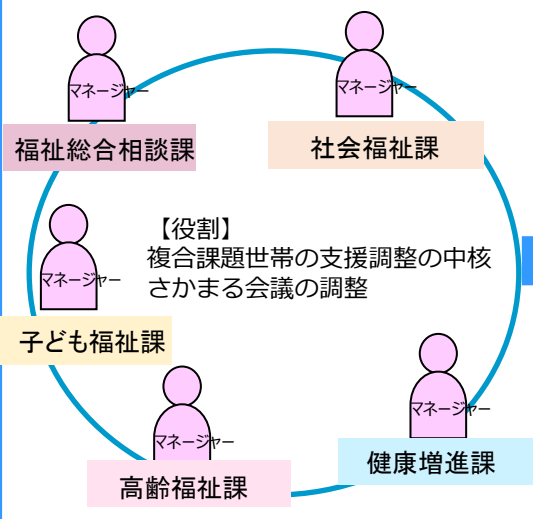
このマークを各課、関係機関窓口に提示。



・「普段の連携で対応が困難な場合や全体で共有すべき案件」をマネージャーに相談

マネージャー(相談支援包括化推進員)

※重層：多機関協働事業



さかまる会議

※社会福祉法第106条の6に規定する支援会議

	定例	随時
開催日	毎月第3火曜日(基本)	随時
司会進行(ファシリ)	各課持ち回り	適時
参加者	固定+a(健康福祉部各課は必ず出席) 世代・職域を超えて参画	事案関係者
主な対象ケースおよび特徴	・複雑だが緊急でない ・既存制度で対応できない課題などを全体で共有したい ・行政職員中心	・課を超えた役割分担が必要かつ定例より具体的な役割分担が必要な場合 ・参加支援・アウトリーチ事業の活用希望 ・相談実務者等中心
目的機能	①複雑・複合的な相談に対する課題整理、情報共有 ②支援に向けた総合的な援助方針・役割分担 ③組織内のOJT機能(人材育成機能)	①各分野をまたぐ案件であって、担当課同士で役割分担しづらい場合の具体的な役割分担を整理 ②参加支援・アウトリーチ事業活用検討も兼ねる



利用支援会議（地域連携ネットワーク取り組み）

○利用支援会議（利用促進機能）

権利擁護に関する課題がある事案について、一次相談窓口等で判断が難しい場合は、中核機関へ相談。
必要に応じて専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）を交えて検討する利用支援会議を開催

一次相談窓口

市健康福祉部各課および各相談支援機関

福祉総合相談課

（直営+委託）

生活困窮者自立支援機関

（委託）

基幹相談支援センター

委託相談支援事業所

高齢福祉課

（委託）

地域包括支援センター

社会福祉課

障がい給付係

（委託）

社協CSW

子ども福祉課

（直営）

こども家庭センター

健康増進課

保険年金課

保育課



このマーク
を各課、関
係機関窓口
に提示。

さかまる会議

・さかまる会議
経由パターンもある

○権利擁護に課題があって、専門的に相談したい場合

中核機関

○一次相談窓口の支援
○利用支援会議の開催を判断

利用支援会議

原課

中核機関



弁護士

司法書士

社会福祉士

○定例開催
2か月に1回

○随時開催
相談を受けておおむね2週間以内

さかまる会議の工夫

- ・会議が円滑・円満に実施されるよう、心得(グランドルール)を定め、会議の冒頭に参加者全員で確認。
(心得策定の背景・目的)

分野や世代が混合した会議体であるため、立ち上げ時は、意見を言いにくかったり、特定の機関に責任を問うようないわゆる「裁判会議」になってしまうことがあったため、その反省から心得の背景※を周知、徹底することで、参加者の心理的安全性を確保する。※以下 心得と背景例示

さかまる会議 心得

敷居を低くする

情報が収集不足と責められるまたは、不足しているまたは、資料作成が面倒・しんどいなどの理由から会議に出すのを躊躇することがないように。不足は、会議の中で収集・役割を決めればよい。

第一条 情報不足と感ずても、会議に挙げるべし。

第二条 会議開催の連絡があつたら、「必ず参加します」言うべし。

第三条 会議のはじめに目的を共有するべし。

第四条 支援者のしんどさを共有するべし。

第五条 メンバーから聞かれて、わからないことは、「わからない」と伝え、

メンバーは責めるべからず。(必要な情報収集は、その会議で内容と役割分担を決める)

第六条 質問は、質問の前に意図を伝えるべし。

第七条 他の機関の意見を否定するべからず。

第八条 自分の担当の役割、会議メンバーの担当の役割にこだわらず、積極的に発言するべし。

第九条 守秘義務を徹底するべし。

第十条 生活者・QOLの重視、エンパワメント(利用者自身による問題解決)、支援対象者の主体性を尊重するべし。

第十一条 制度に捉われない支援の方法を考えるべし。

支援者を支援

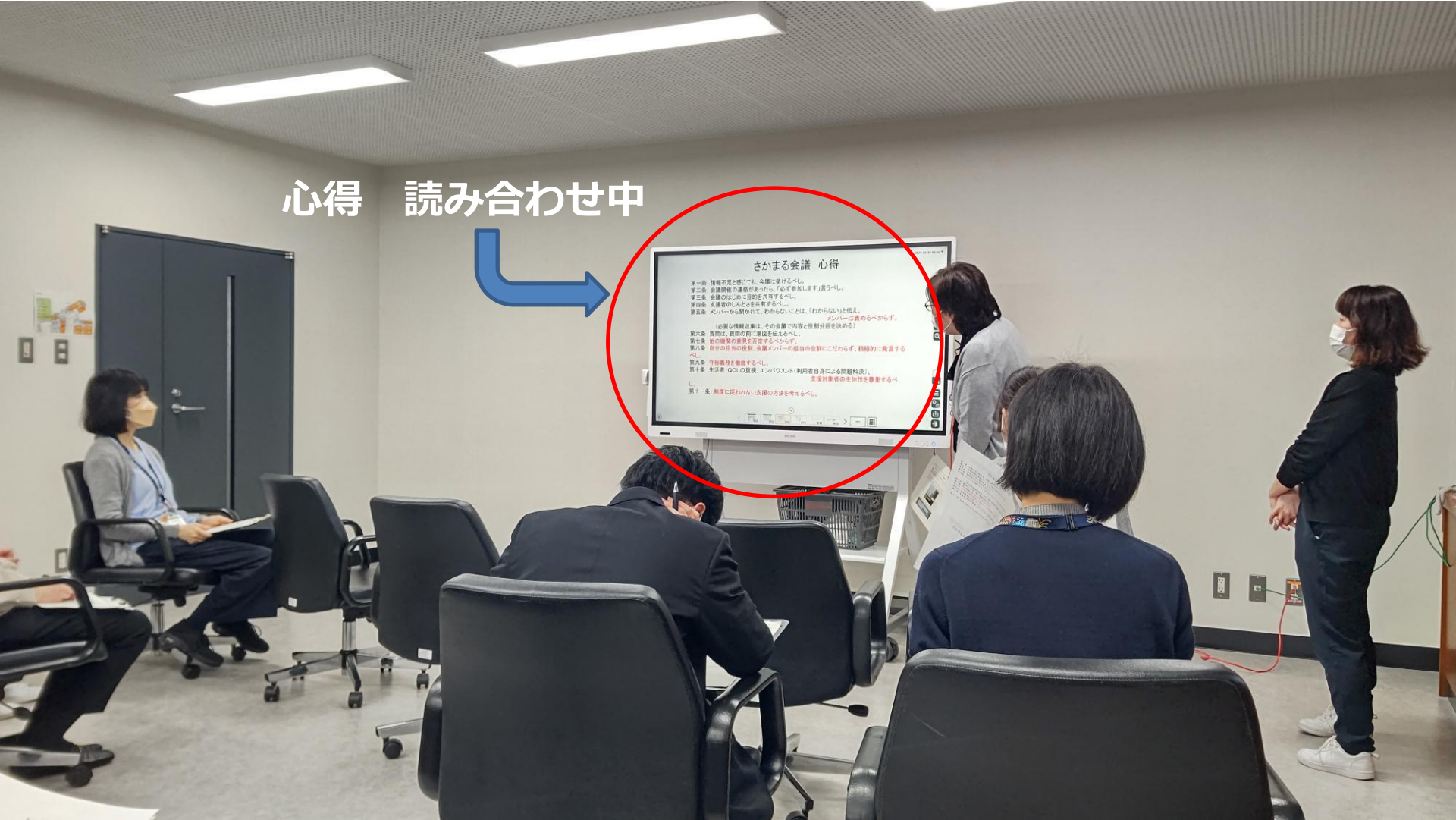
支援に困っている状態を共有することが大事。支援者同士の憩い処であってほしい。

安心して発言

年齢や役職を超えて安心して意見が言え、受け止められる場であってほしい。

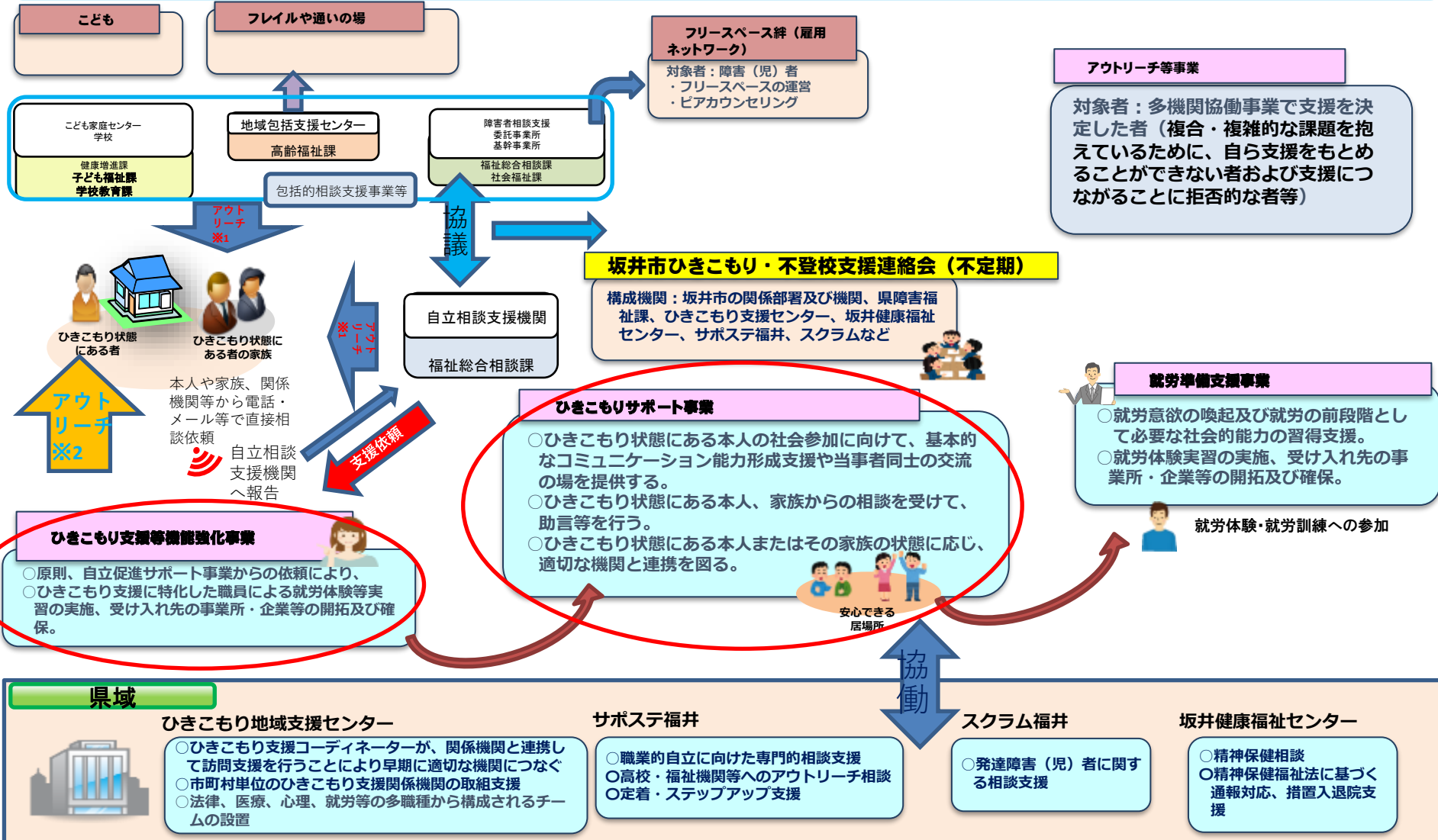
さかまる会議の様子

心得 読み合わせ中



坂井市におけるひきこもり支援の全体像（イメージ）

- ① 各相談機関の通常相談業務におけるこれまでの**アウトリーチ（※1）**、自制度や既存資源で対応。
（「第3次坂井市福祉保健総合計画基本理念2.包括的な相談支援体制の充実・強化 各分野の相談支援機関等の連携による多機関協働」を踏まえた対応）
- ② ①ではない場合、自立相談支援機関へ協議し、**アウトリーチ（※2）**で対応。
- ③ 本人の状態に合わせて（息の長い丁寧な関わり）、ひきこもりサポート事業→就労準備支援事業で回復、ステップアップを目指す。その際、本人の状態にあわせて、県機関や障害や子どもなどの関係機関と円滑に連携を図る。



第3次坂井市福祉保健総合計画概要 (2021～2026)

坂井市の福祉保健に関わる基本方針を示すとともに、関連する個別計画を横断・包括する計画です。

制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手・受け手」という関係性を超えて、あらゆる世代の住民や多様な主体が参画し、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

第2次坂井市総合計画 (2020～2029)

【将来像】輝く未来へ・・・みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

▲ 総合計画の部門計画として位置づけ

▼ 第3次坂井市福祉保健総合計画が包括する個別計画

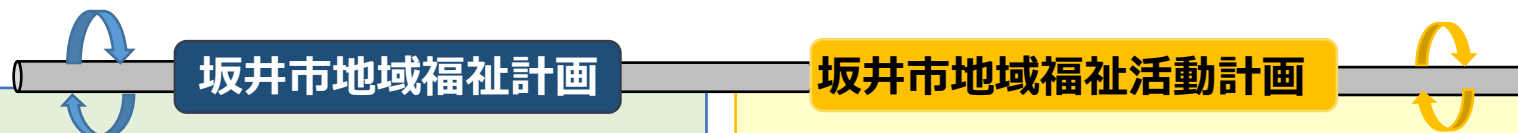


坂井市地域共生社会推進会議(各分野の代表者会議)

- ①福祉保健総合計画の進捗確認 ②重点事業である重層的支援体制整備事業の進捗確認 ③その他福祉政策に関すること

第3次坂井市地域福祉計画・地域福祉活動計画(かたいけのプラン)

つながり、安心して暮らせる「地域共生社会の実現」を目指し、行政計画である「地域福祉計画」と民間計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定、両輪として一体的に推進する計画。(地域福祉計画は、市域における施策等を中心に推進方針を示すのに対して、地域福祉活動計画は、身近な圏域において、地域住民等が地域で福祉推進を行うための活動等を中心に示すもの)



坂井市地域福祉計画

基本目標 みんなで絆を深めよう 地域のまとまりがまちのちから

5つの基本施策

推進項目

【1】
点ではなく面で支える
支援体制づくり

1-(1)住民の相談を包括的に受け止める仕組みづくり
1-(2)多機関の協働による包括的な相談支援体制の充実

【2】
お互いさまのこ
ろで支えあえる人
づくり

2-(1)福祉教育の推進
2-(2)地域福祉活動を担う人材の発掘と育成

【3】
ふれあい、支え合
いの地域づくり

3-(1)住民だからこそ支え合い活動の推進
3-(2)地域福祉コミュニティの形成
3-(3)住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくり
3-(4)広報啓発活動の充実

【4】
誰もが生きがいや
役割を持てる社会
参加の支援

4-(1)誰もが役割を持ち社会参加するための支援

【5】
誰もが安心して暮ら
せる仕組みづくり

5-(1)安全・安心の体制づくり
5-(2)生活困窮者の自立支援の充実

坂井市地域福祉活動計画

基本目標 みんなが主役 ふだんのくらしのしあわせづくり

3つの基本計画

1 2の実施計画

支部住民福祉活動計画

【1】
お互いさまのこ
ろで支えあえ
る人づくり

1-① おもいあえる心を育てよう
1-② 福祉に関する広報・啓発をしよう
1-③ 福祉について学ぶ機会をつくろう
1-④ 一人一人が活躍できる活動を地域で
すすめよう
1-⑤ 福祉の担い手を増やそう

みくに支部
やさしさとあたたかさで
みんなが安心して住める街みくに

1 居場所づくり
2 つながりづくり
3 地区ふくしの会の充実
4 安心して暮らせるちいきづくり

【2】
ふれあい、支
え合いの地域
づくり

2-① 誰もが集える居場所をつくろう
2-② ご近所の気になりな人を早期発見
しよう
2-③ 地域を良くするための話し合える場
をつくろう
2-④ 災害時も安心できる地域をつくろう

まるおか支部
広げよう地域に根ざした思いやり
～一人も見逃さない絆づくり～

1 つながりづくり
2 連携づくり
3 見守りの仕組みづくり
4 子どもの参加・こころづくり

【3】
福祉活動を応
援する体制づ
くり

3-① 住民と専門職のつながりをつくろ
う
3-② 民間の福祉活動を広げよう
3-③ 地域福祉の財源を確保しよう

はるえ支部
思いやり 広がる地域に 幸せ
の輪

1 人材発掘・育成
2 場づくり
3 つながりづくり
4 見守りの強化

さかい支部
「かたいけの」「おかげさんで」
ぬくもり感じるまち 坂井

1 福祉の理解促進
2 居場所づくり
3 見守り
4 福祉の学び

包括的な支援体制の整備過程における変化(組織文化)

○ 市と社会福祉協議会の協働が進んだ →参考資料①

→平成26～28年ごろは、

→平成29年から、2名の社協職員が市役所で一緒に業務するように

→いまでは、なくてはならない関係性

○ 債権管理所管課との連携事業 →参考資料②

→平成29年までは、滞納整理分野と福祉が協働するなんて考えられなかった（税情報の共有はかなりハードルが高い）

→いまでは、家計改善支援の中核となる関係性

→水道や市営住宅にも波及している

○ 課を超えて 委託先（地域包括や障がい相談）とつながる多（他）機関協働 →参考資料③

→平成26年～あたりは、課を超えて、委託先に相談したり、お願いをすると、原課からクレームも。。また、委託先もいい顔しない。

→いまは、協働するのが当たり前、アウトリーチ事業を核に月1の定例の顔合わせがあるくらいになった

○ 総合相談窓口が明確に周知された →参考資料④

→最初は、名前だけの福祉総合相談室から、各課の合意及び協力のもとでここサポ福祉総合相談窓口（重層事業開始）へ

○ 市民協働部門と協働 →参考資料⑤

→まちづくり協議会との意見交換や市民アンケートを合同で実施

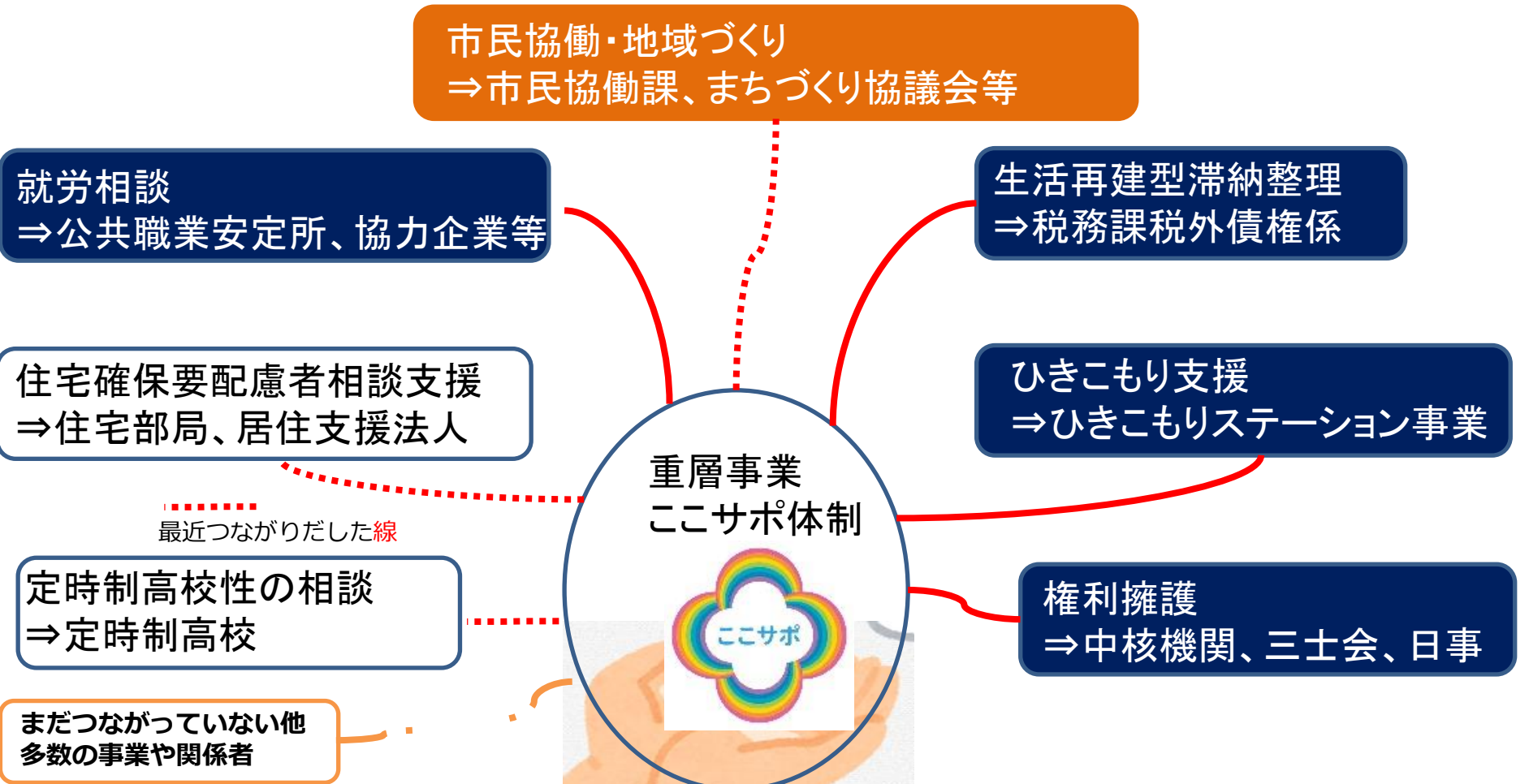
○ 住宅確保要配慮者支援 →参考資料⑥

→都市計画課、居住支援法人、セーフティネット賃貸住宅業者と協議

→重層を実施するうえでは、必然的（4分野混合の交付金もあって）に各課が意思疎通をとることが増えるため、分野をまたぐニーズや課題があった場合に検討しやすくなった感触があります。

坂井市における包括的な支援体制と重層事業等との関係性イメージ

- 包括的支援体制の整備に取り組む過程において、福祉分野外の事業や関係者等にも広がりも見られる
- 一方で点で展開されていたり、つながりが不十分といった課題も浮き彫り
- 本取組を整備する過程で、潜在化していたものが顕在化するといった新たな気づきにつながることも



○地域共生社会推進会議、ここサポ研修、さかまる会議
ここサポ体制を支える人材養成 →参考資料⑦
地域共生社会の理念・文化の定着を図り続けることが重要



魅力あふれる北陸育ちの特産品



ほか、越前そば、メロン、油揚げ、焼き鯖寿司、
越前織などなど・・・

ふるさと納税の返礼品にもなっています

ふるさとチョイス
坂井市ページ



詳しくはこちら



楽天ふるさと
納税坂井市ページ

以下、参考資料

(地域包括時代と今)

地域包括時代、世帯の中にひきこもっている方を発見。(40代)「家族で対応するから心配せんといて」と言われ支援のきっかけをつくることができず。またつなぎ先も分からず悔しさが残りました。今は「**ここサポ**」体制があることで支援者同士で相談しやすい環境ができ、チームで関われるようになりました。

(直営スタイルのメリット)

顔が見える関係が大事。もし別々の場所で**坂井市**(福祉事務所)と**社協**(自立相談支援機関)が業務をとっていたらコロナ禍の対応ができていたか・・・。

(**押し付け合い**をすることなくチームで対応)一体的に相談にのることは、相談者に安心を提供できる体制であるため、このまま委託直営のスタイルを継続したいです！(相談は坂井市でをモットーに)

(断らない姿勢と連携)

いろんな相談があるので受け止めるのは正直怖いのが本音です。逃げたいと思うこともあります。

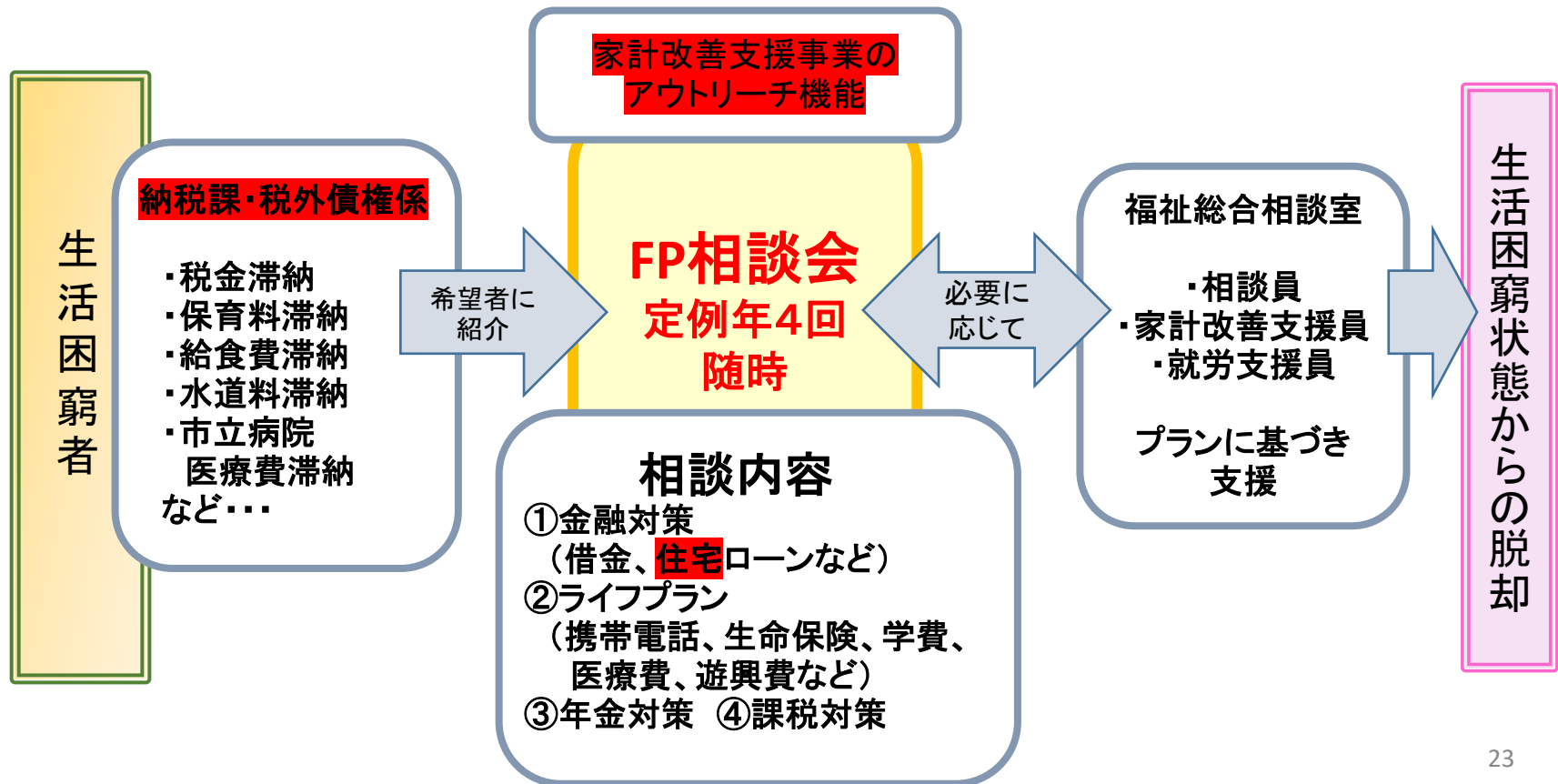
しかし、「**みんなで考え、みんなで動く**」「**坂井市**」なので真正面から受け止め安心して仕事ができる環境であると思っています。今後も坂井市民で良かったと思われる「**ここサポ**」を目指します。

坂井市生活再建型滞納整理事業

参考資料②

事業の概要

- 平成29年度より実施。
- 税や水道、保育料など滞納者に対して、困窮状態が悪化する前の前方相談窓口としてFP相談会を設置する。
- 上記相談だけでは対応が困難な税・水道・保育料等の滞納になっている者に対して、**徴収部門が聞き取り**し必要に応じ福祉総合相談へ繋ぐ。

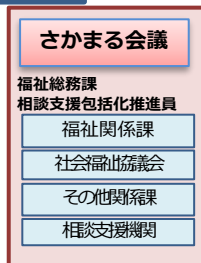


R4年度～ 相談支援包括化推進員が各課重層担当とともにアウトリーチ

参考資料③

【目的】 相談支援包括化推進員とアウトリーチ支援員が、各課重層担当とともに、各分野の既存会議等に参加し、単独機関での対応が困難なケース等の把握、既存会議やさかまる会議等の活用を検討し、各相談支援機関同士の連携を促進する。

多機関協働事業



要対協等

ケース会議

支援調整
会議

地域ケア
会議

既存会議の活用

さかまる会議、アウトリーチ事業等のコーディネート

アウトリーチ等
継続事業

日常から各課重層担当と連携を図るとともに、必要に応じ、包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化している事例について、相談支援包括化推進員が各課重層担当とともにアウトリーチ

相談支援包括化推進員
アウトリーチ支援員

新

新

さかまる依頼
(従来通り)

ここを重層会議
(法根拠：支援
会議) もあり

包括的支援事業

高齢福祉課

地域ケア会議
定例巡回等

社会福祉課

基幹・委託相談定例会等

子ども福祉課

要対協等

健康増進課

福祉総合相談課

支援調整会議

◎ 包括との定例巡回に、委託相談+アウトリーチ+包括化推進員が参加し、分野間連携をさらに円滑化



= 各課重層担当（相談実務者レベル）



「地域共生社会」の実現に向けた社会関係資本の実証的研究

趣旨・概要

「地域共生社会」の実現に向けて、
どのような地域で、誰がどのようにつながりを有して（あるいは有さず）いるか、それが個人や地域の暮らしやすさに
どのように影響しているかについて実証的に明らかにする。

実施主体

福井県立大学看護福祉学部×坂井市（福祉総合相談課、**市民協働課**※） ※まちづくり・地域づくりの所管課
公益財団法人日本生命財団の助成を受けて実施

手法

- ヒアリング
- 意見交換

**対象：まちづくり協議会※に
関与しているメンバー**

調査実施者：福井県立大学看護福
祉学部研究者×市民協働課×福祉
総合相談課

○アンケート調査

暮らしやすい地域づくりに関するアンケート

対象：市民4,000人（層化無作為抽出）

調査実施者：福井県立大学看護福祉学部研究者×福祉総合
相談課×市民協働課

暮らしやすい地域づくりに関するアンケート

調査へのご協力をお願い

QRコード

令和6年1月
坂井市 健康福祉部
福井県立大学「地域共生社会」研究会

※一定のまとまりのある区域にお
いて地域づくり活動を行う組織

厳寒の候、皆さまには、お健やかにお過ごしのことと存じます。
少子高齢社会の本格化にともない、人口の減少と首都圏への一極集中、地方の過疎化、地域社会の人間関係の
希薄化、社会的な孤立や孤独、といった問題が深刻化してきています。
こうした問題を考慮しつつ、地域・社会を誰にとっても暮らしやすいものにしていくために、地域社会のつながりを
再編成していく取り組みの必要性が高まっています。

そこで、坂井市健康福祉部では、福井県立大学「地域共生社会」研究会（代表 福井県立大学看護福祉学部教授
塚本利幸）と共同で「暮らしやすい地域づくりに関するアンケート」を実施することにいたしました。この調査は、坂井市を
誰にとっても暮らしやすい地域にしていくための取り組みを考えるための基礎資料として活用させていただくものです。

1 趣旨

○ 住宅確保要配慮者の住まい相談にも対応する「ここサポ」体制

住宅確保要配慮者への支援は、住宅確保支援のみならず、地域で自立した日常生活を継続していけるよう、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供をあわせて行うことが必要。

そのため、部署を超えた総合的な相談対応・支援を行えるよう、国のモデル事業を活用し、住まい相談にも対応する「ここサポ」体制を構築する。

2 現 状

○ R2福井県「住宅確保要配慮者の住まい探し実態調査」坂井市分によれば

相談対応等により把握した者の要配慮区分（属性・特性）は、低所得者が最も多く、高齢者や障がい者、母子父子の者（以下「高齢者等」とする）となっている。とくに**高齢者等の低所得者が総相談件数の49%を占めている**。高齢化、精神障害者増加に加えて、生活困窮相談の増加傾向であるため、今後さらに住宅確保に配慮を要する相談の増加が見込まれる状況である。

○ 市営住宅入居者の高齢化

市営住宅入居者に占める高齢者の割合が令和元年37%に対し、令和4年45%と高齢化が顕著

○坂井市（福祉総合相談課）における住まいの相談件数

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
52件	153件	77件	82件

3 事業のイメージ

住まいの相談支援体制の強化

○ 福祉総合相談課に**居住支援員を配置**

← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割を担う
○ 都市計画課・不動産関係団体、居住支援法人等の関係機関との連携体制を構築

〔役割〕

- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 資源の開拓（住宅要配慮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）等

連携

居住支援協議会の設置（R6年中に設置予定）

都市計画課・健康福祉部・居住支援法人等で構成（福井県にも協力を得る）

〔役割〕

- ・① ネットワークの形成
- ・行政の福祉分野、住宅分野、土地建物取引業者、賃貸住宅管理会社、家賃債務保証業者、住宅支援団体、学識経験者等のネットワーク化を図る。

②各分野の課題と役割の整理

- ・各分野の業務内容や課題について、整理し、分析をおこなう。

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ。

①住宅の斡旋 （居住支援法人の協力のもと）

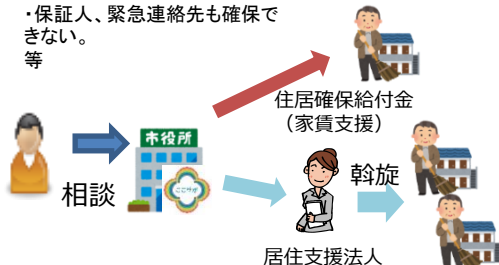
- ②家賃支援
（住居確保給付金等）
- ③居住支援（入居支援・居住継続支援 等）

ここサポ体制のもと、適切な支援へとつなげる。



住まいに課題を抱える相談者

- ・住まいを失っており、地域とのつながりもない
- ・家賃滞納による強制退去など住居を失うおそれが高く、地域とのつながりもない
- ・関係悪化により家族や知人から同居が拒否されている
- ・保証人、緊急連絡先も確保できない。
- 等



現状

- モデル事業※の一環として、分野横断・多機関による研修を実施していたが、コロナ禍により中断

※厚労省「多機関協働による包括的な支援体制整備事業」坂井市では、平成29年～令和2年まで実施し、令和3年度より重層的支援体制整備事業に移行

- 令和5年度地域共生推進会議（7月31日）において、

【委員ご意見抜粋】

- ・人材育成に関して、**お互いの領域で参加できるような仕掛け**も重要。分野横断的な取組
- ・同じ研修をそれぞれの領域でやっている。**研修を重ねて効率化**できるところはないか。
- ・職員の**スキル向上のための幅広い分野の研修会**の実施。例えば、「ここサポ」でも、窓口と支援、部署で、どう相談をつなげていくか、相談プロセスの規準を今一度、研修を通して確認していく必要。 など、ご指摘ご助言をいただいていたところ

令和5年度の取組み

現状を踏まえ、

- ・（継続）**さかまる会議※の継続** ※複雑複合的な課題を抱える個人・世帯の支援を検討する、健康福祉部各課が出席する会議
健康福祉部各課員が必ず出席し、年代・職種を超えて支援内容を検討することで組織内OJTを図る
- ・（新規）**「ここサポ研修会」の実施**（計6回シリーズ）

職員に幅広い知識習得および窓口・相談支援における心構えなどを目的に各課が講師となる研修会を試行的に実施

令和5年10月18日 ここサポ研修会第1弾 **「窓口対応基礎編」**を開催

参加者の声

【20代】今まで「他に分からないことや聞いておきたいことはありますか？」とは聞いていましたが、「他にお困りのことはございませんか？」とは聞いていなかったなど自分を振り返ることができました。これからは窓口や電話でお客様の困り感を拾い上げられるようにしていきたいです。

【20代】とりあえず窓口に座ってもらって、何でもいから話をしてもらうこと、そこからいろいろ背景を聞き取って想像してみること、言語化できていないことを職員というフィルターを通して言語化していくこと「ここサポ」はそういうことを単語化したものなのだろうとまとめました。

【50代】アウトリーチが必要なことが寸劇を通してよくわかりました。1人で対応しても他の人の意見も聞き、内容を共有しておくことで今後の相談に繋がっていくと感じました。

令和6年度以降の取組み

- **ここサポ体制を持続可能にする人材育成研修計画と実施**

令和5年度の**「ここサポ研修会」**をカリキュラム化し、恒常化（毎年実施）することで**組織的に**人材を育成・意識醸成を図る。